

●地域主権改革一括法の施行に伴う条例の制定について

(仮称)北広島市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準

並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

1. 条例の趣旨

平成23年8月30日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）が公布され、水道法（昭和32年法律第177号）の一部が改正されました。

これに伴い、これまで法令で規定されていた下記（1）から（3）の基準について、水道事業者が地方公共団体である場合は、各地方公共団体の条例で定めることとされました。

- （1）水道の布設工事監督者の配置基準
- （2）水道の布設工事監督者の資格基準
- （3）水道技術管理者の資格基準

2. 国(政令及び省令)の基準

（1）水道の布設工事監督者の配置基準について

水道事業者は、水道の布設工事を行う場合、工事の施行に関する技術上の監督業務を行う布設工事監督者を配置するものとされています。水道法及び水道法施行令（昭和32年12月12日政令第336号）による基準は以下の通りです。

- ・ 水道施設の新設
- ・ 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- ・ 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

関係法令 水道法第12条第1項
水道法第3条第10項
水道法施行令第3条

（2）水道の布設工事監督者の資格基準について

水道の布設工事監督者の資格基準については、水道法施行令を参酌するものとされています。水道法施行令の基準は以下の通りです。

- ① 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ② 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ③ 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ④ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ⑤ 十年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ⑥ ①又は②の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同条同項第一号の卒業者にあつては一年（簡易水道の場合は、六箇月）以上、同項第二号の卒業者にあつては二年（簡易水道の場合は、一年）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ⑦ 外国の学校において、①若しくは②に規定する課程及び学科目又は③若しくは④に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ①から④に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ①から④に規定する最低経験年数（簡易水道の場合は、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数の二分の一）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ⑧ 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であつて、一年（簡易水道の場合は、六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

関係法令 水道法第12条第2項
水道法施行令第4条
水道法施行規則第9条

(3) 水道技術管理者の資格基準について

水道技術管理者の資格基準については、水道法施行令を参酌するものとされています。水道法施行令の基準は以下の通りです。

- ① 簡易水道以外の水道の布設工事監督者の資格を有する者

- ② 水道の布設工事監督者の資格基準の①、③及び④に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、資格基準の①に規定する学校を卒業した者については四年以上、資格基準の③に規定する学校を卒業した者については六年以上、資格基準の④に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ③ 十年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ④ 水道の布設工事監督者の資格基準の①、③及び④に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、資格基準の①に規定する学校の卒業生については五年（簡易水道及び一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道（以下この号及び次号において「簡易水道等」という。）の場合は、二年六箇月）以上、資格基準の③に規定する学校の卒業生については七年（簡易水道等の場合は、三年六箇月）以上、資格基準の④に規定する学校の卒業生については九年（簡易水道等の場合は、四年六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ⑤ 外国の学校において、水道の布設工事監督者の資格基準の②に規定する課程及び学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数（簡易水道等の場合は、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数の二分の一）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ⑥ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

※ 水道技術管理者は、水道の管理の適正を期するため水道事業者に配置を義務付けたもので、水道法で政令に定める資格を有する者であることが必要とされています。

水道技術管理者は、水道事業の管理について技術上の業務を担当し、水道施設が施設基準に適合しているかの検査、水質検査などを所掌します。

関係法令 水道法第19条
水道法施行令第6条
水道法施行規則第14条

3. 北広島市の考え方

(1) 水道の布設工事監督者を配置する対象工事について

水道施設の新設など国の基準に掲げる工事については、内容が特殊であり、施工によって給水する水質に異常をきたす等のおそれがあるため、布設工事監督者による技術上の監督が必要です。

一方、その他の工事については、通常の土木工事として適正に施工することで、水道施設

の正常の機能の保持が可能であると考えます。

このため、水道の布設工事監督者を配置する対象工事については、国と同じ内容にすることを予定しています。

(2) 水道の布設工事監督者の資格基準について

(3) 水道技術管理者の資格基準について

水道の布設工事監督者の資格基準及び水道技術管理者の資格基準については、それぞれの学校における課程の履修経歴と水道の工事の施工に関する技術上の実務経験を総合的に勘案して定めた国の資格基準が適当かつ合理的であり、その他の資格基準を追加すべき特別な事情がないため、国の資格基準と同じ内容にすることを予定しています。

ただし、旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校、旧中等学校令による中等学校で所定の課程を修めた者に関する基準については、該当者がいないため規定しないこととします。

また、簡易水道事業に関する基準についても、北広島市に簡易水道事業が無いため規定しないこととします。

4. 今後のスケジュール

平成24年11月	パブリックコメント実施
平成24年12月～平成25年3月	パブリックコメント意見集約・反映・公表 市議会・水道事業経営審議会での審議 条例制定
平成25年4月1日（予定）	条例施行

5. 担当

北広島市水道部水道施設課（内線629）

(1) 水道の布設工事監督者の配置基準についての関係法令

水道法（昭和三十二年六月十五日法律第百七十七号）

（技術者による布設工事の監督）

第十二条 水道事業者は、水道の布設工事（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。

（用語の定義）

第三条 （略）

10 この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。

水道法施行令（昭和三十二年十二月十二日政令第三百三十六号）

（水道施設の増設及び改造の工事）

第三条 法第三条第十項に規定する政令で定める水道施設の増設又は改造の工事は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 一日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- 二 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(2) 水道の布設工事監督者の資格基準についての関係法令

水道法（昭和三十二年六月十五日法律第百七十七号）

（技術者による布設工事の監督）

第十二条 （略）

- 2 前項の業務を行う者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

水道法施行令（昭和三十二年十二月十二日政令第三百三十六号）

（布設工事監督者の資格）

第四条 法第十二条第二項（法第三十一条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - 二 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - 三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - 五 十年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - 六 厚生労働省令の定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者
- 2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第一号中「二年以上」とあるのは「一年以上」と、同項第二号中「三年以上」とあるのは「一年六箇月以上」と、同項第三号中「五年以上」とあるのは「二年六箇月以上」と、同項第四号中「七年以上」とあるのは「三年六箇月以上」と、同項第五号中「十年以上」とあるのは「五年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

水道法施行規則（昭和三十二年十二月十四日厚生省令第四十五号）

（布設工事監督者の資格）

第九条 令第四条第一項第六号の規定により同項第一号 から第五号 までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

- 一 令第四条第一項第一号 又は第二号 の卒業者であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同条同項第一号 の卒業者にあつては一年（簡易水道の場合は、六箇月）以上、同項第二号 の卒業者にあつては二年（簡易水道の場合は、一年）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 二 外国の学校において、令第四条第一項第一号 若しくは第二号 に規定する課程及び学科目又は第三号 若しくは第四号 に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数（簡易水道の場合は、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数の二分の一）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 三 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項 の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であつて、一年（簡易水道の場合は、六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 水道技術管理者の資格基準についての関係法令

水道法（昭和三十二年六月十五日法律第百七十七号）

（水道技術管理者）

第十九条 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

2 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

一 水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査

二 第十三条第一項の規定による水質検査及び施設検査

三 給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基く政令で定める基準に適合しているかどうかの検査

四 次条第一項の規定による水質検査

五 第二十一条第一項の規定による健康診断

六 第二十二條の規定による衛生上の措置

七 第二十三条第一項の規定による給水の緊急停止

八 第三十七条前段の規定による給水停止

3 水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

水道法施行令（昭和三十二年十二月十二日政令第三百三十六号）

（水道技術管理者の資格）

第六条 法第十九条第三項（法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

一 第四条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者

二 第四条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者については六年以上、同項第四号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 十年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 厚生労働省令の定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

2 簡易水道又は一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、前項第一号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第二号中「四年以上」とあるのは「二年以上」と、「六年以上」とあるのは「三年以上」と、「八年以上」とあるのは「四年以上」と、同項第三号中「十年以上」とあるのは「五年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

水道法施行規則（昭和三十二年十二月十四日厚生省令第四十五号）

（水道技術管理者の資格）

第十四条 令第六条第一項第四号の規定により同項第二号及び第三号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

- 一 令第四条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年（簡易水道及び一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道（以下この号及び次号において「簡易水道等」という。）の場合は、二年六箇月）以上、同項第三号に規定する学校の卒業者については七年（簡易水道等の場合は、三年六箇月）以上、同項第四号に規定する学校の卒業者については九年（簡易水道等の場合は、四年六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 二 外国の学校において、令第六条第一項第二号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数（簡易水道等の場合は、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数の二分の一）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 三 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習（以下「登録講習」という。）の課程を修了した者